

社会福祉法人防府滋光会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年9月1日～令和13年8月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

1人あたりの年次有給休暇の取得日数を前年度よりも1日以上多くすることを目標とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和8年9月～ 全職員の年間有給休暇の取得日数の現状を把握する。
- 令和9年9月～ 1年間の取得状況を分析。各事業所の問題点と対策を検討し、目標を実施する。
- 令和10年9月～ 2年間の取得状況を分析し、改善点がある場合は対策を検討する。

目標 2

非正規職員を対象としたキャリアアップに向けた研修を実施し、その受講割合を対象となる層の70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和8年11月～ 非正規職員向けのキャリアアップ研修の内容の見直しを行う。
- 令和9年4月～ 見直した研修内容の周知および研修受講希望者の募集を図る。
- 令和9年11月～ 非正規職員を対象としたキャリアアップ研修を実施する。
- 令和10年4月～ 研修内容を再度見直し、正規職員登用制度の基準を明文化する。